



社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会の委員の皆様



釜石市暮らし・しごと相談所の皆さん

昨年 5 月から開催された「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」の報告書が昨年 12 月 15 日にまとめられました。平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法は、制度の狭間に陥っていた生活困窮者に対する個別支援や、支援を通じた地域における人と人、人と地域資源のつなぎ直し、地域づくりを行ってきました。一方で、支援を通じて顕在化してきた課題や家族形態の変化を含めた社会の変容に伴う生活困窮者支援制度に対するニーズが浮かび上がってきました。11 回にわたって議論を積み重ね、報告書では生活困窮者支援が克服すべき課題にとどまらず、これから長期的に実現に向けて取り組むべき目標についてもまとめられています。

上記の報告書の内容も踏まえ、生活困窮者自立支援法の改正法案が今国会に提出されました。また、平成 30 年度予算案についても審議されています。ご承知の通り、生活困窮者支援法等関係予算については、平成 30 年度予算案において、制度の充実に向けた新たな取組の実施も含め前年度から 31 億円増額した 432 億円を計上しています。都道府県をはじめとする各自治体の皆様には、生活困窮者自立支援制度の支援

がくまなく行き届くよう、一層の各任意事業の実施、拡充に向けた働きかけをお願いしたいと考えています。

今号では平成 30 年度予算案の新規事業を中心に、事業概要の説明と具体的な活用方法を記しています。都道府県及び福祉事務所設置自治体におかれましては、全国で任意事業等が実施されるよう、事業の実施及び支援内容の充実に向けた取組を進めて頂きたいと思っております。

また岩手県釜石市では、就労先や就労準備支援事業の受け入れ先等の企業開拓の活動を行っています。企業訪問を通して「地域を知る」「企業を知る」「困窮制度と地域・企業をつなげる」取組方法について報告して頂きます。

#### 本号の内容

- 1 巻頭言
- 2 平成 30 年度予算案について
- 3 自治体短信 岩手県釜石市
- 4 本号で紹介した資料等について



# 平成 30 年度予算案について（事業の実施に向けて）

社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長 本後 健

平成 30 年度予算(案)は、予算編成の過程で、生活困窮者自立支援制度の見直しの方向性と併せて検討を行いました。お示している各項目の趣旨について、現在国会に提出されている改正法案の内容も踏まえつつ、紹介したいと思います。

## 自立相談支援事業・家計相談支援事業・就労準備支援事業の一体的実施の推進について

自立相談支援事業を進めていく上で、収入・支出や就労に関わる課題は互いに密接に関わってきます。支援メニュー(事業)がなければ、相談者はもちろん、支援者にとっても自立に向けた効果的な道筋を検討することができません。自立相談支援事業と家計相談支援事業及び就労準備支援事業を連続的・一体的に実施することは重要であり、審議会では両事業について「必須事業とすることも目指しつつ、全国の福祉事務所設置自治体で実施されるようにするべき」とされています。改正法案でも両事業の実施の努力義務を盛り込んでいます。

同時に、改正法案では、自立相談支援事業と併せて両事業が効果的かつ効率的に行われている場合として政令で定める場合に該当するときは、家計相談支援事業の補助率を 2 分の 1 から 3 分の 2 に引き上げることとし、自立相談支援事業と両事業の一体的な実施を推進することとしています。そのような自治体では、就労準備支援事業においても、利用促進や定着支援に要する費用についての加算措置を講じます。

さらに、これらの事業が、小規模な自治体でも実施できるよう、事業実施上の工夫を図っていきたく考えています。

家計相談支援事業については、ひとつの自治体で事業者を確保することが困難な自治体もあると思います。その場合、熊本県などでおこなわれているように、複数の自治体が共同して事業委託を行い、巡回相談方式(特定の曜日・日時)

で支援を実施する方法も有効です。また、例えば行政機関の税務部門において、フィナンシャルプランナー等による相談会を実施しているところもあり、その事業者に実施してもらう方法もあろうかと思えます。

就労準備支援事業については、事業実施のための定員要件(15 人)は緩和したいと考えています。また、家計相談支援事業と同様、熊本県、大阪府、京都府で行われているような複数自治体による広域的な事業実施を進めることのほか、①支援事業のそれぞれの自立段階に応じた全てのメニューを用意しなくても、就労体験の実施により一括して対応すること、②障害福祉サービスとのタイアップによる事業実施の場を確保することなど地域の社会資源と連携することでも、より多くの自治体で事業の実施が可能となると考えています。また、現在 65 歳未満としている年齢要件の撤廃や、資産収入要件について、対象者を必要以上に限定しないような見直しを行うこととしています。

## 都道府県による市町村支援事業について

都道府県においては、福祉事務所設置自治体としての立場とは異なる広域自治体としての立場としての事業を実施する場合には、現在は「その他事業」として国庫補助対象となっています。今般、審議会における議論を受けて、今後、市町村における支援体制や支援内容を充実させるため、①困窮制度の従事者に対する研修や、②管内自治体の事業実施体制の支援(上記の複数自治体による広域的実施の推進など)、③市域を超えた相談員や相談機関のネットワークづくりの支援などについて、改正法案において、都道府県が行う事業として明確に位置づけました。併せて、平成 30 年度予算案に必要な予算を計上しています。

特に、小規模自治体で事業を行う際には、都

道府県が主導し、複数自治体による広域的实施を進めること(上記②の事業)が重要であり効果的だと考えています。都道府県の積極的な取組をお願いします。

#### 福祉事務所未設置町村による相談の実施について

福祉事務所未設置町村における生活困窮者支援については都道府県が実施することとなっています。他方で、地域住民にとって町村役場は相談窓口と認知されており、事実上生活困窮者支援制度における一次的な窓口としての機能を担うことが多いと思われます。このような現状も踏まえ、町村役場が地域住民の相談機会を確保し、支援につなげるために、改正法案では、都道府県が設置する自立相談支援窓口の援助機関として役割を担うことを可能とし、相談窓口を設置する場合には必要経費の4分の3を国庫補助の対象とすることとしています。

なお、町村において相談機関を設置した場合でも、その町村における生活困窮者支援の実施主体は都道府県である位置づけが変わるものではありません。

#### 子どもの学習支援事業の推進について

子どもの学習支援事業の実施を通じて、参加児童の低学力への早期対応や高校進学後の継続支援の必要性、「高校生世代」をはじめとする若年層への支援の脆弱さといった課題が明らかになってきました。こうしたことを踏まえ、平成30年度予算案においては、小学生や「高校生世代」に対する支援を強化しています。小学生を対象とした事業を実施する際には、実施会場への通所方法の問題もあり、訪問による支援が中心になるかと思われます。家庭で支援を行う事により、学習習慣をはじめとする生活全般における支援が可能となり、必要な世帯支援につなげる機会にもなる等のメリットが考えられます。

また、「高校生世代」に対する支援については高校中退防止にとどまらず、中退等を契機とした進路変更に対する支援、未就労者に対する社会資源への橋渡し等の支援につなげることで、課題を放置せず自立に向けた早期の支援開始につなげることができます。

#### 就労準備支援・ひきこもり支援の充実について

就労準備支援事業の利用者の中には、ひきこもりの方など、個別対応を中心とした支援が有効な場合も考えられます。事業の実施にあたり、個別、継続的な支援により信頼関係を構築するための訪問支援や、対象者に応じた就労体験先の開拓等のアウトリーチ活動が必要となります。平成30年度予算案では、そのような支援を、専門性を有するひきこもりサポーターやひきこもり支援・障害者の就労支援等を行う団体等へ委託して実施する事を可能としています。また、対応方法に戸惑うことが多いひきこもり支援に関しては、ひきこもり地域支援センターの機能(市町村に対するバックアップ機能)を強化することとしており、就労準備支援担当者や就労支援員、相談支援員に対する支援や助言などのサポート体制を整備し、連携した対応が可能となります。

#### 居住支援の強化について

一時生活支援事業によるシェルター等の利用者や地域社会から孤立状態にある方で、シェルター等の利用や地域での生活基盤の確保等の支援のみでは、地域社会における社会的な孤立に起因する課題の解決を図ることができない場合には、継続して地域での生活を送るための見守りや居場所の提供等の支援を進めることが可能となります。

この事業は、平成30年度予算案ではいわゆる「その他事業」(補助率1/2)として実施することとしています。改正法案では一時生活支援事業に追加することとしており、改正法案が成立すれば、平成31年度は一時生活支援事業の

中で実施することになります(補助率 2/3)。

### 各種事業の利用促進など自治体の積極的な取組を促す方策について

各種事業の効果的・効率的な実施を促す観点から、支援実績が高い自治体には所要の評価を行うとともに、実績が十分に上がっていない自治体には積極的な取組を促す方策を導入することとしています。

自立相談支援事業については、支援実績が一定の要件を満たす自治体については補助基準額に加算を行うとともに、人員配置が十分でなく実績もあがっていない自治体については、支援実績と人員配置状況に関する全国、都道府県内の中の「現状位置」を把握できるデータを国から提供することで、積極的な取組に向けた働きかけをお願いしたいと考えています。

また、各種任意事業についても、事業実績が優良な自治体については基本基準額の加算を行う一方、年間を通じて利用者がいない状況が連続するなど事業実績が低調な自治体については基本基準額の減算を行う措置を導入します。(都道府県には、利用者の増加に向けての取組支援をお願いします。)

### 最後に

生活困窮者自立支援制度関係予算について、平成30年度予算案では前年度比31億円増の432億円としています。改正法案等に盛り込まれている様々な制度改正もあいまって、支援の充実を図る絶好の機会です。都道府県、各自治体におかれましては、支援の充実(事業の実施)に向けた取組をお願いします。

## 自治体短信 このコーナーでは、自治体の取組など自治体の「いま」をお伝えします。



### 岩手県釜石市の「いま」 ～協働による企業訪問～

釜石市保健福祉部地域福祉課 主幹兼保護係長 赤崎 幸子  
釜石市社会福祉協議会 暮らし・しごと相談所 大津山 愛児

#### 釜石市の概要

釜石市は岩手県の南東部沿岸に位置する、「鉄」と「魚」と「ラグビー」の街です。人口は約3万4千人、高齢化率37.7%、保護率11.25%となっています。当地域の有効求人倍率は震災後の復興需要の高まりにより、2倍台と高い水準を維持しています。現在、2019年9月に開催されるラグビーワールドカップの全国12会場の一つとして、被災した小中学校跡地にスタジアムを建設中です。

多くの皆さんにおいていただき、東日本大震災後の復旧・復興の様子や感謝の気持ちをお伝えできればと、準備を進めているところです。

#### 生活困窮者自立支援調整会議の取り組み状況

岩手県では、町村分の自立相談支援窓口を近隣の市の委託先と合わせて設置する形となっており、釜石市社会福祉協議会（暮らし・しごと相談所）が釜石市と大槌町を合わせて担当しています。そのため、支援調整会議は釜石市、大槌町の二部制とし、あいだに地域の共通事項としての協議時間を設ける形で開催しています。支援調整会議は、市、県的生活保護担当者・就労支援員、ハローワーク担当者、釜石市、大槌町両社協の生活困窮担当者・就労準備支援事業担当者、障がい者就業・生活支援センターの担当者を主なメンバーとし、開催しています。

また、就労準備支援事業は被保護者就労準備支援事業と一体的に実施する形で、市内で引きこもりやニート支援をしている非営利活動法人「かだっぺし」に委託し、平成27年9月より実施しています。

#### 企業訪問のきっかけ

##### ～あなたの知らない世界ようこそ～

ある日、企業訪問のきっかけとなる出来事がありました。生活保護受給間もない50代の男性から「俺は仕事をしたいと思っているが、狭い地域で非合法活動していた自分を雇ってくれる人がいない・・・。」とつぶやきました。それでは「探

してみよう。」と就職先の検討をハローワーク職員と行いました。まずは彼の境遇に理解のありそうな市内の更生保護協力事業主を訪ねてみることにしました。ハローワークと協働し市内の事業所を訪問していく中で、それぞれの職場で様々な事情を抱えた方に対しても柔軟な対応を行っていること、時間や仕事内容に関する相談にも対応が可能であることなど、求人票の記載内容だけではわからないことがあることに気づきました。

この男性は、ある企業から受け入れの了承をいただきましたが、残念ながら、「年下の人や女性から指示される場面でも感情を抑えて仕事をできるのか？」との高いハードルを越えることができず、就職には至りませんでした。

しかしながらこの出来事を通じて、「地域には知らないだけで、理解のある職場や人が潜在していて、その人その人に合った職場は必ずあるはず!!」との手ごたえを得られました。



支援調整会議メンバーでの企業訪問

（企業の担当者へ生活困窮者自立支援事業について説明を行う）

#### オトナの社会科見学

支援調整会議の議題として挙げられるものには、個別のケース検討のほか、生活困窮者の「受け皿」「居場所」「出口」等に関するものがあります。支援調整会議のメンバーは、各分野の個別援助方法に関する知見や経験については持ちあわせていますが、困窮者支援のフィールドである「地域」に関する事についてはあまり把握しておらず、知らな

いことが 意外に多いことが分かってきました。そこで平成28年4月から、支援調整会議のメンバーが「地域」に向いて見聞を広めることにしました。

このような中で始まった市内の企業訪問ですが、実施に向けてまず、毎月の支援調整会議の中で「どこに訪問するか」を決めます。訪問先の選択、決定時には明確な根拠は必要なく、その時々で話題性のある企業や、季節性求人が多い企業、障害者雇用の実績がある企業、遠い子どもの頃に社会科見学で訪問した企業、おいしいスイーツで有名なお店など、メンバーの自由な意見を基に決めます。訪問先が決定すると、次は「誰が調整するか」を決めます。この時は急に沈黙が広がることもありますが、ネットワークを広げる重要な機会となるため、全員が担うようにしています。電話によるアポイントメントでは、生活困窮者自立支援制度（以下困窮者制度と表現）を知らない事業主に対して簡潔に分かりやすく説明する能力が求められ、あやふやなままで電話を入れると「忙しいので」と断られることもありました。そのため、ひとりひとりが困窮者制度を十分に理解し、メリットを伝えることが出来るような準備が必要となります。

企業訪問時には、はじめに困窮者制度についての説明を行います。説明当初、企業の担当者はたいてい訝しげに話を聞いています。「大勢でやってきて仕事が欲しいと圧力をかけに来たのか。」と言わんばかりの方もいます。しかし困窮者制度を知ってもらうことと同時に、私たちが地域のことを知りたいと思っている事、お互いの仕事が地域で活用できる社会資源となり得ることを伝えると、「これだったらお願いしたいな」「ここまで手が回らないんだよね」「私とその人の特性を見て仕事をつくりますよ」など、理解を示してくれる場合がほとんどです。



企業訪問の様子（専用のトロッコ列車にて鉱山内を見学）

手運送会社を訪問したところ「ドライバーが昼休み中にも仕分け作業をしている」と話されたため、就労準備支援事業を利用している方たちが、昼休み中の作業を担うことを提案し、両者のニーズが一致した事例。

- ② 水産加工会社を訪問した際、生産ラインに立つことは難しいが、清掃や備品の補充などの裏方作業なら出来るような人がいることを話したところ、早速作業を切り出して頂き、就労体験実習の受け入れ先となった事例。
- ③ 職場に向くことが難しい人に対して、ラベル貼りや組み立ての作業を切り出してもらい、就労準備事業所内で取り組めるようにした事例。

このように企業訪問を通して、新しい仕事を創出し、お互いにとってメリットとなるような働き方が広がっています。

### おわりに

受け皿となる企業開拓を目的に始まった企業訪問でしたが、単なる就職先探しにとどまらず、今まで見えていなかった社会資源や、聞こえてこなかった地域の声を発見し、困窮されている方の声を届ける大きなチャンスとなりました。

求人票やホームページでは伺い知ることのできない現場の空気に触れることで、より顔の見える支援ができるようになったと感じています。今までお会いしたのは、水産加工や食品加工会社、金属加工工場、飲食店、旅館、大型商業施設、運送会社などの企業の他、NPO法人や福祉施設などさまざまな地域の方々です。今後もこのネットワークをより有機的につなげながら、地域の中で支えあう支援の輪を拓いていきたいと思っています。



企業訪問の様子（急速冷凍のサソギを体感する）

### あたらしい働きかた

企業訪問がきっかけとなった、具体的な成果についていくつか紹介します。

- ① 昨今の報道等で深刻な人手不足が問題となっている大



## 本号で紹介した資料等について

資料等の名称	主な内容等
自治体短信掲載自治体（自立相談支援機関）等の紹介 <b>New!</b>	
岩手県釜石市	<a href="http://www.city.kamaishi.iwate.jp/">http://www.city.kamaishi.iwate.jp/</a>
平成 29 年度全国厚生労働関係部局長会議 <b>New!</b>	
会議資料	・厚生労働省ホームページ（政策について>組織別の政策一覧>平成 29 年度全国厚生労働関係部局長会議資料）に会議資料を掲載 <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/2018/01/tp0115-1.html">http://www.mhlw.go.jp/topics/2018/01/tp0115-1.html</a>
生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果（平成 29 年 10 月、11 月、12 月分をホームページに掲載） <b>New!</b>	
生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果について	・厚生労働省ホームページ（生活困窮者自立支援制度 > 自治体担当者の方へ > 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果について）に毎月の調査結果を掲載 <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000092189.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000092189.html</a>
社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（報告書をホームページに掲載） <b>New!</b>	
報告書	・厚生労働省ホームページ（審議会・研究会等>社会保障審議会（生活困窮者自立支援及び生活保護部会））に報告書を掲載 <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=443308">http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=443308</a>
認定就労訓練事業所の認定状況調査の結果（平成 29 年度第 2 四半期分をホームページに掲載） <b>New!</b>	
認定就労訓練事業所の認定状況	・厚生労働省ホームページ（生活困窮者自立支援制度 > 自治体担当者の方へ > 認定就労訓練事業所の認定状況調査の結果について） <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000096460.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000096460.html</a>
生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案 <b>New!</b>	
改正法律案	・厚生労働省ホームページ（ホーム>所管の法令等>国会提出法案>第 196 回国会（常会）提出法律案） <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/196.html">http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/196.html</a>

（編集後記） 冬季オリンピックが始まりました。スキージャンプ競技は、追い風が絶対的に不利な条件で、向かい風が揚力・推進力として働きます。困窮制度に置き換えてみると、地域資源がない等ないものを数えてしまいがちですが、今回紹介した釜石市のような発想の転換からの行動や逆境を味方に付ける発想を常に持ち続けたいと思いました。（い）